

大阪 水・環境ソリューション機構（OWESA）（P65）

大阪市・府と大阪・関西の経済界が、行政が持つこれまでの豊富な経験と、民間が持つ先進的な技術を活かして、海外の水・環境問題解決に貢献するとともに、大阪・関西企業の海外展開を通じた地域経済活性化を図るために設立した組織。

大阪湾再生行動計画（P51）

京阪神都市圏を含む広い範囲の集水域を抱え、その一方で閉鎖性海域であり、水環境改善に向けた課題が多く残された大阪湾において「海の再生」を推進するため、関係省庁及び関係地方公共団体などが大阪湾の水環境の改善などを通じた「海と都市の関わり」に重点を置く総合的な「海の再生」のための取組みをまとめたもの。

大阪湾見守りネット（P40）

2005年2月26日に開催した「ほっといたらあかんやん！大阪湾フォーラム」に集まったメンバーを中心に、大阪湾に関心のある個人や団体で構成されるネットワークで、2005年11月12日に設立された。大阪湾再生に向けた情報発信やフォーラムの開催などの取組みを行っている。

か行

海退（P18）

海面の低下、または陸地の隆起により、海岸線が海側に後退し、陸域が拡大すること。

外来生物（P23,26,30,32,43,45,46,資-25）

外来生物法においては、「海外から国内に導入されることにより、その本来の生息・生育地の外に存在する生物」と定義されている。つまり、国外から日本に導入されるもののみを対象としており、いわゆる国内由来の外来種は含まない。

環境影響評価（P61,資-26）

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）とは、大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮をするための制度のこと。

環境活動推進施設（愛称「なにわ ECO スクエア」）（P38,74,75,81,資-25）

花博記念公園鶴見緑地内にある施設で、環境学習や区役所等との連携、環境 NGO/NPO、環境ボランティア等のネットワーク強化のためのプラットフォームとして、さらに生物多様性の拠点施設として活用している。

環境省「森里川海プロジェクト」（資-2）

国民全体で「森里川海を豊かに保ち、その恵みを引き出すこと」「一人ひとりが、森里川海の恵みを支える社会をつくること」をめざすプロジェクト。

環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（P3,12,資-2）

環境白書、循環型社会白書、生物多様性白書の3つの白書は、それぞれ、環境基本法、循環型社会形成推進基本法、生物多様性基本法に基づく国会への年次報告書。環境問題の全体像を国民に分かりやすく示し、参

加協力を促すため、2009年版から3つの白書を合冊している。

環境マネジメントシステム (P63)

企業等の事業組織が、環境法令等を遵守することにとどまらず、自主的、継続的に環境の改善に取り組んでいくための行動を、計画・実行・点検・見直しのPDCAサイクルで行う一連の手続きで運用する自律的なシステムのこと。

緩傾斜護岸 (P51)

護岸・堤防の裾幅を拡げ、勾配を緩やかにすることにより、耐震性を高めるとともに、身近な水辺空間を実現して親水性を向上させた護岸。海中部では海藻を生育させやすく多様な生態系を創出できる。

感潮域 (資-6)

河川の下流域で潮の干満の影響を受ける場所。引き潮のときは、川岸に干潟が現れるが、反対に満潮のときには干潟は水の中に沈む。

気候変動 (P3,9,10,31,42,49,58,62,64,資-1,資-2,資-26,資-27)

地球におけるエネルギーの流れは、様々な要因により、様々な時間スケールで変動しており、太陽から受け取ったエネルギーを源として、様々な形態を取りながら、海洋・陸地・雪氷・生物圏の間で相互にやりとりされています。これらを気候変動といい、地球上の温室効果ガス濃度が増えると、エネルギーバランスに影響が生じ、地球から宇宙へのエネルギー放射が行われにくくなり、地球温暖化を引き起こす。

気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）(資-1)

地球温暖化対策に関する取組みを国際的に協調して行っていくため、1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択され、1994年に発効した条約。本条約は、気候に危険な人為的影響を及ぼすこととされない水準で、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することを目的としており、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施などの義務を課している。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）(P62)

世界気象機関及び国連環境計画により1988年に設立された組織で、195の国・地域が参加している。各国政府を通じて推薦された科学者が参加し、気候変動に関して科学的、技術的及び社会経済的な見地から包括的な評価を行い、5～7年ごとに評価報告書、及び不定期に特別報告書等を作成・公表している。各報告書は参加国がコンセンサスで承認・採択する。

気候変動の影響への適応計画 (資-1)

気候変動適応法第7条第1項に基づき、気候変動影響による被害の回避・軽減、更には、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することをめざすものとして、2018年11月に国が策定した計画。気候変動適応の推進に当たり、国、地方公共団体、事業者、国民、国立環境研究所がそれぞれ果たす役割を明記するとともに、計画の目標を達成するため、7つの基本戦略を定められており、「農業、森林・林業、水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」及び「国民生活・都市生活」の7つの分野について、気

候変動影響評価結果の概要と政府が推進する気候変動適応に関する施策が記載されている。

汽水域 (P21,23,27,30,32,資-6,資-10,資-17)

淡水と海水が混在している、河川・湖沼及び沿海などの水域。

グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ） (P10,47,48,58,資-25)

土地利用において自然環境の有する防災・減災、地域振興、環境などの機能を人工的なインフラの代替手段や補足的手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。近年、欧米を中心にこの考え方に基づく取組みが進められようとしている。

グリーン調達 (P57,資-26)

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨を踏まえ、環境負荷削減に配慮したプロセスで生産された製品・サービスの調達を行うこと。

(公社) 日本植物園協会 (P44,78)

正式名称は公益社団法人 日本植物園協会、全国の植物園で構成された団体。全国的な植物園ネットワークを通じて、植物園や植物に関する文化の発展と科学技術の振興、自然環境の保全に貢献する事業を実施し、人類と自然が共生する豊かで持続的な社会の実現に寄与することを目的として活動している。

(公社) 日本動物園水族館協会 (P44)

正式名称は公益社団法人 日本動物園水族館協会。国際的な視野に立って、自然や貴重な動物を保護するために設立された、国内の 143 の動物園や水族館の集まり。日本全体の視野に立って、一つひとつの動物園や水族館では実施できない取組みを協力して実施している。

光化学オキシダント (資-4)

光化学スモッグの原因となるオゾンを中心とする酸化性物質の総称であり、健康被害については、目や喉に対する刺激や頭痛を引き起こすことが知られている。

国際自然保護連合 (IUCN) (P46,65)

International Union for Conservation of Nature の略。1948 年に世界的な協力関係のもと設立された、国家、政府機関、非政府機関で構成される国際的な自然保護に関する世界最大のネットワーク。自然を尊び、保全する公正な世界をめざし、自然が持つ本来の姿とその多様性を保護しつつ、自然資源の公正かつ持続可能な利用を確保するため、世界中のあらゆる社会に影響を及ぼし、勇気づけ、支援していくことを使命としている。

国際花と緑の博覧会 (P65,73)

現在の花博記念公園鶴見緑地において、1990 年 4 月から 9 月までの 183 日間開催された国際博覧会条約に基づく特別博覧会であり、東洋で初めての開催された国際園芸博覧会。「自然と人間との共生」をテーマに、「花と緑と人間生活の関わりをとらえ、21 世紀へ向けて潤いのある豊かな社会の創造をめざす」ことをねらいとして開催された。

国連環境開発会議（地球サミット）（資-1）

1972年の国連人間環境会議（ストックホルム会議）以来、環境問題への取組みが本格化する中、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議。地球温暖化、酸性雨など顕在化する地球環境問題を人類共通の課題と位置付け、「持続可能な開発」という理念のもとに環境と開発の両立をめざして開催された。気候変動枠組条約及び生物多様性条約が採択された。

国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）（P65,66）

1990年に開催された「国際花と緑の博覧会」の精神を継承し、大阪の環境保全の経験を活かすため、鶴見緑地に誘致した、大阪に存在する唯一の国連機関。開発途上国等における廃棄物管理を中心とする環境上適正な技術（EST）の普及等を進めている。

国連生物多様性の10年日本委員会（P7,68）

「愛知目標」の達成をめざし、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体など、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組みを推進するために2011年9月に設立された。

こどもエコクラブ事業（P36）

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。

さ行

再生可能エネルギー（P62,63）

一度利用しても比較的短期間に再生が可能で枯渇しないエネルギーのこと。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などがある。

里地里山（P3）

人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、二次林、農地、ため池、草原などで構成される、多様な生物の生息・生育空間のこと。人間の生活・生産活動の場であり、生活文化が育まれる空間でもある。

サプライチェーン（P14,15）

原材料としての資源が採取されてから、製品として最終消費者に届くまでの、生産、加工、流通等の供給プロセスのつながりのこと。国内の生産活動は、サプライチェーンを通じて国内外の環境に影響を与えている。環境負荷を削減し、自然資源を将来に渡って利用するために、持続可能なサプライチェーンを構築する必要がある。

自然共生社会（P4,5,34）

自然と共に生きる社会のこと。第三次生物多様性国家戦略（2012年9月）では、水や食料などの自然の恵みを供給する地方と、その恩恵を受ける都市との間でお互いに支え合う「自然共生圏」といった考えに基づき、連携や交流を深化することが示されている。

持続可能な開発目標（SDGs）（はじめに,P4,6,7,12,15,66,資-1,資-2,資-27）

2015年にニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」において、150を超える加盟国首脳に参加のもと、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言及び目標をかかげている。この目標が、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継であり、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」である。

食品ロス（P14,52,55,資-3,資-26）

食べられずに捨てられてしまう食品で、家庭や飲食店での「食べ残し」や「手つかずの食品」、弁当や加工食品などの「売れ残り」が該当する。

植物多様性保全拠点圏（P43,44,資-25）

日本植物園協会が実施している、全国の植物園の気候や地域性、専門分野等の特色を活かし、市民や諸団体と互いに力を合わせることで植物保全を効率よく連携して推進するシステムである植物多様性保全拠点圏ネットワークに参画し、植物多様性保全に取り組む植物園。

森林環境譲与税（P55,資-26）

パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、創設された税。

森林環境譲与税は、法令上用途を定められており、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないとされている。

水源かん養機能（P23）

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

生産緑地法（P48）

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図るための法律。生産緑地地区に指定されると、30年間は農地として営農することが義務付けされるという制約はあるが、地区内の農地については固定資産税などの税制上の優遇措置を受けられる場合がある。

生態系（はじめに,P2,3,9,10,14,26,30,31,49,50,56,60,64,74,資-18,資-22）

ある地域に生息している多種類の生物全体と、それらの生物の基盤となっている土壌や水、大気などの物理的・化学的環境を一つのシステムとしてとらえたもので、エコシステムともいう。

生態系ネットワーク（P34,44,47,50,51,資-25）

保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。ネットワークの形成により野生生物の生息・生育空間の確保のほか、人と自然とのふれあいの場の提供や地球温暖化対策など、多面的な機能が発揮されることが期待される。

生物共生型護岸 (P51)

生物が定着しやすい環境を整備し、生物相を回復する目的を付加させた河岸や海岸を防護するための施設。

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES) (はじめに,P9,10, 資-1)

生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、2012年4月に設立された政府間組織。2020年3月現在、136カ国が参加しており、事務局はドイツのボンに置かれている。科学的評価、能力開発、知見生成、政策立案支援の4つの機能を柱とし、気候変動分野で同様の活動を進めるIPCCの例から、生物多様性版のIPCCと呼ばれることもある。IPBESの成果物(アセスメントレポートなど)は世界中の科学者・専門家らによって作成され、総会(IPBES加盟国政府により構成)による承認の後、公表される。

生物多様性基本法 (はじめに,P4,資-1)

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としており、日本の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方を示した法律。

生物多様性国家戦略 (P3,資-1,資-26,資-27)

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。政府は、1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに4度の見直しを実施。2020年度に5度目の見直しが実施されている。

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10) (はじめに,P53,資-1)

生物多様性条約の締約国が集まる最高意思決定機関であり、2年に一度開催されている。その第10回の会議が、2010年10月に愛知県名古屋市で開催された。自然と共生する世界の実現をめざし、生物多様性の保全に取り組む愛知目標や、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定書が採択された。

生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 (はじめに,資-1)

2019年にフランス・パリのユネスコ本部で開催されたIPBES第7回総会において、承認された地球規模のアセスメント。政府間組織によるものとしては史上初めて、自然界の現状と傾向、この動向が社会にとって意味すること、その直接的及び間接的な要因、さらには万人のよりよい将来を約束するために今からでも取りうる行動について評価している。

生物多様性の主流化 (P6,68)

生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が、国、地方公共団体、事業者、NPO/NGO、国民などの様々な主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されることをいう。

生物多様性民間参画パートナーシップ (P68)

「経団連生物多様性宣言」行動指針を引用した「生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針」の趣旨に賛同し、行動指針に沿った活動を行う意思のある事業者、及びそのような事業者の取組みを支援する意思のある経済団体、NGO、研究者、地方自治体、政府等から構成される「マルチステークホルダー」のイニシア

タイプ。事業者の生物多様性への取り組みを推進するため、より多くの事業者の参加を募り、事業者どうしが、経済団体、NGO、研究者、公的機関等、事業者の取り組みを支援する様々な関係者を交えて、ホームページやニュースレターを通じて、情報共有、経験交流を図る。

生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）（はじめに,P2,5,10,53,資-1）

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的として採択された条約。

た行

ダイオキシン類（P60,資-4）

塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。

地球温暖化（P3,30,32,34,38,46,58,62,64,65,資-1,資-4,資-26）

人間の活動が活発になるにつれて二酸化炭素などの「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象。

地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）（はじめに,P5,10,14,資-1）

各国から提出された国別報告書、IPBES アセスメント等の既存の生物多様性に関する研究成果やデータを分析し、生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の達成状況について分析した報告書。愛知目標の達成状況の評価や 2050 年ビジョンの達成に向けて必要な行動等がまとめられている。

沖積平野（P19）

河川の堆積作用で形成される平野。

適応策（P59,資-1,資-2）

地球温暖化対策における適応策とは、気候変動により生じる、もしくはすでに生じている避けることのできない影響に対して、自然や社会を変えることで被害を回避、軽減する取組みのこと。

特定外来生物（P45,資-24,資-25）

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

な行

なにわの伝統野菜（P52,資-26）

100 年以上前から大阪市内で栽培され、大阪の農業と食文化を支えてきた歴史、伝統をもつ野菜として、大阪市が認証したもの。

二国間クレジット制度（JCM）（P64）

開発途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本国の貢献を定量的に評価するとともに、日本国の温室効果ガス排出削減目標の達成に活用すること等を目的とする制度。

二次林（P19）

自然林が伐採された後または焼失した後に自然に生えてきた樹林のこと。自然林と二次林を総称して天然林と呼ぶこともある。

は行

バイオマス（P78）

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼させ発電したり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などがある。

バイオプラスチック（P81）

バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称。バイオマスプラスチックとは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材を指す。また、生分解性プラスチックとは、プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラスチックを指す。

パリ協定（資-1）

2020年以降の地球温暖化対策に関する国際枠組み。パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議で2015年12月に採択された。発展途上国を含む全ての参加国・地域が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組み。産業革命前からの世界の平均気温の上昇を2℃未満（努力目標1.5℃）に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としている。

ビオトープ（P77,78）

bio（命）と topos（場所）というギリシャ語からの造語で、生き物が生息する空間を意味するもの。

ヒートアイランド現象（P30,32,58,62）

都市部の気温が郊外と比較して高くなる現象。都市部でのエネルギー消費に伴う排熱の増加や緑地の減少、高層ビルなどによる通風の阻害、道路がアスファルトやコンクリートで固められていることなどから、地表面からの水分蒸発が少なくなるなどによって起きる。

保全配慮地区（P44）

都市緑地法第4条第2項に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のこと。

ま行

マイクロプラスチック (P31,42,60)

微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

未利用エネルギー (P63)

有効活用の可能性があるにもかかわらず、これまで活用されてこなかったエネルギー。現在は活用が進んでいるものとして、ごみの焼却過程で発生する熱エネルギーや、下水処理過程における消化ガスなど。

や行

野生生物種 (P4,資-1)

家畜やペットなど以外の自然に生息する動植物のこと。

淀川ワンド群 (はじめに,P19,26,43,資-10,資-11,資-16)

淀川の本流に沿って並ぶ池のような水域はワンドと呼ばれ、明治から昭和にかけて河岸から川の中心部に向けて石を積んだ工作物によって形成されたもので、水生生物の貴重な生息地となっている。ワンド群とは、複数のワンドが連続しているもので、特に生物多様性が高い。かつては淀川全域に500を超えるワンドが存在していたが、1970年代の河川改修により、そのほとんどが消失した。現在、いくつかのワンド群が残存している。

ら行

緑化重点地区 (P47)

都市緑地法第4条第2項の中で、緑の基本計画に定めることができるとされている「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のこと。

その他

COD (P60)

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略。水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の被酸化性物質を一定条件の下、酸化剤で酸化処理し、必要な酸素量を換算して求めたものを示しており、汚れがひどいほど値が大きくなる。単位はmg/Lで表される。

ESCO事業 (P63)

民間事業者が設計・施工、維持管理、事業効果の検証などの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー改修工事を実施し、その結果得られる効果（エネルギー削減量及び光熱水費の削減額）を保証する事業。

ESG (P15)

環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を含めた企業経営の考え方。

GBO5 (はじめに,P5,10,14,資-1)

地球規模生物多様性概況第5版（Global Biodiversity Outlook5）の略。解説は、資-37の「地球規模生物多

様性概況第5版（GBO5）」を参照。

G20 大阪サミット（P58,59,60,資-1,資-26,資-27）

G20 メンバー国や招待国の首脳、国際機関などが参加し、経済分野を主要議題として毎年開催される国際会議である G20 サミット（金融・国際経済に関する首脳会合）が、2019 年に大阪で開催された。サミットの開催を通じて、大阪の知名度や都市格が向上し、大阪・関西の食や文化、産業技術等を世界各国にアピールするとともに、「G20 大阪首脳宣言」をはじめ、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有など、「OSAKA」が世界の課題解決に向けた発信地として歴史に刻まれた。

IPBES（はじめに,P9,10,資-1）

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）の略。解説は、資-36 の「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）」を参照。

MY 行動宣言（P7,8）

生物多様性にふれて、実感し、身近に感じることから始めることが生物多様性を守るための第一歩という趣旨のもと、「生物多様性を守り、その恵みを受け継ぐために、私たちにできること」として、「国連生物多様性の10年日本委員会」が紹介している取組み例。「たべよう」「ふれよう」「つたえよう」「まもろう」「えらぼう」の中からできることを選んで、各自の「MY 行動宣言」として宣言し、生物多様性を守るための行動に移すことを促している。

SDGs（はじめに,P4,6,7,12,15,66,資-1,資-2,資-27）

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略。解説は、資-35 の「持続可能な開発目標(SDGs)」を参照。

SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業（はじめに,P6）

自治体による SDGs の更なる推進をはかるため、自治体が行う SDGs の達成に向けた取組みを公募し、優れた提案を行った自治体を「SDGs 未来都市」として、さらに先導的な取組みについて「自治体 SDGs モデル事業」として国が選定する制度。（大阪府・大阪市の共同提案は2020年7月に選定された。）

Team OSAKA ネットワーク（P64）

アジア等の諸都市の脱炭素社会の構築に向けたプロジェクトを創出・形成するため、環境技術を有する大阪・関西の事業者が、大阪市及び公益財団法人地球環境センター（GEC）や大学等と連携する場。このネットワークを通じて、事業者の海外進出や大阪・関西経済の活性化を図るとともに、国際環境分野における日本の役割に貢献している。



大阪市 生物多様性戦略

2021-2030

大阪市生物多様性戦略2021-2030

2021(令和3)年3月

大阪市環境局 環境施策部 環境施策課

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階

TEL:06-6630-3262 FAX:06-6630-3580